## 工事等契約関係提出書類処理基準

昭和 47年1月1日制定昭和 55年4月1日改正平成8年4月1日改正平成16年3月22日改正平成25年4月1日改正平成29年3月27日改正平成30年10月17日改正平成30年9月28日改正令和5年4月1日改正

### (目的と名称)

第1 この基準は、荒川区工事施行規程(昭和47年訓令甲第1号。以下「施行規程」という。) 第17条の規定に基づき、受注者から提出される書類(以下「書類」という。)の様式及 び処理方法を定め、もって荒川区における工事等の円滑な施行を図ることを目的とする。 2 この基準は、工事等契約関係提出書類処理基準と称する。

### (適用範囲)

第2 この基準は、荒川区が施行する施行規程第2条に定める工事であり、次の各号に掲げるものに係る書類の処理に適用する。

土木工事、公園工事、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事その他の工事(ただし、簡易な工事は除く。)及びこれに付帯する調査・測量、設計及び監理

製造、製作、運搬その他これに類する作業。ただし、地方自治法(昭和 22 年法律第67号)第 239条第 1 項に規定する物品に係る製造、製作、運搬その他これに類する作業を除く。

工作物、船舶及び機械等の修繕。ただし、地方自治法第 239 条第 1 項に規定する物品に係る修繕を除く。

# (用語の定義)

第3 次の各号に規定するもののほか、この基準で使用する用語の定義は、施行規程第2条の定めるところによる。

建築工事 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事その他 の工事の総称をいう。

土木工事 土木工事、公園工事その他の工事の総称をいう。

土木単価契約 前号の土木工事のうち、単価をもって契約する工事の総称をいう。 委託契約 第1号から第3号の建築工事、土木工事及び土木単価契約以外で、この基準の適用対象となる調査・測量、設計、監理等の業務の総称をいう。

工事主管課長 当該工事を主管する課の課長をいう。

### (処理方法)

第4 監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所定の手続きをとるものと する。

### (様式の定めのないもの)

- 第5 工事に係る契約書または仕様書等により書面で提出することとされている書類のうち、この基準に様式の定めのない書類については、原則として、工事主管課長の指示によるものとし、処理方法は第4に準じる。
- 2 この基準の適用範囲外の工事や業務委託等についても、原則として、この基準に準じて取り扱うこととし、詳細は工事主管課長の指示による。